

西宮市保育の必要性の認定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市保育の必要性の認定に関する基準を定める規則（平成26年12月5日西宮市規則第35号。以下「規則」という。）第3条に規定する保育の必要性の認定基準に関する事務取扱を定めるものとする。

(事務取扱)

第2条 規則第3条の保育の必要性の認定基準に関する事務取扱は次のとおりとする。

- (1) 規則第3条第1号の「1月において64時間以上労働することを常態とすること。」とは、週3日以上かつ週16時間以上労働することを常態とする場合とする。
- (2) 規則第3条第2号の「妊娠中であること又は出産後間がないこと。」とは、出産予定日から起算して8週間（多胎の場合は14週間）前の日が属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日までの期間とする。ただし、医師による切迫流産の診断がある場合等、特段の事由が認められる場合は当該事由が認められる期間とする。
- (3) 規則第3条第7号の「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。」とは、週3日以上かつ週16時間以上在学することを常態とする場合とする。
- (4) 規則第3条第8号の「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。」とは、週3日以上かつ週16時間以上職業訓練を受けていることを常態とする場合とする。
- (5) 規則第3条第12号の「前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。」とは、次に掲げる場合とする。
 - ア 別居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。
 - イ その他市長が認める事由に該当すること。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、保育の必要性の認定基準に関する事務取扱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。